

福島県中小企業振興基本条例 条文新旧対照表

新	旧
<p>福島県の中小企業は、これまで経済活動の全般にわたって重要な役割を果たすとともに地域社会の担い手として、本県の発展と県民生活の向上をもたらしてきた。</p> <p>しかし、近年、国境を越えた経済活動の拡大とそれに伴う競争の激化、社会構造を変える急速な少子高齢化の進行など経済を取り巻く環境の変化が激しさを増し、本県の中小企業は、極めて厳しい経営環境に置かれている。</p> <p>このような厳しい環境の中で、新しい局面を切り開いていくためには、経営の革新や新事業の創出など新たな展開を図り、持続的発展を可能とする仕組みへと変革していくことが必要であり、中小企業者には、そのための努力が求められている。同時に、中小企業は本県経済や地域社会において重要な使命を果たしていることから、中小企業の置かれた厳しい立場を理解し、その再生への努力に協力し、支援していくことが必要である。</p> <p>こうした中で発生した東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）は、中小企業を取り巻く経営環境に深刻かつ重大な影響をもたらした。こうした経営状況から立ち上がり、これを取り越えていくため、本県の中小企業の復興再生に向けた重点的な施策を迅速に展開することが重要である。</p> <p>ここに、本県の中小企業の振興に関する基本理念等を明らかにし、中小企業の意欲的で創造的な活動を支援することによって、本県経済の中核を担う中小企業が生き生きと躍動する福島</p>	<p>福島県の中小企業は、これまで経済活動の全般にわたって重要な役割を果たすとともに地域社会の担い手として、本県の発展と県民生活の向上をもたらしてきた。</p> <p>しかし、近年、国境を越えた経済活動の拡大とそれに伴う競争の激化、社会構造を変える急速な少子高齢化の進行など経済を取り巻く環境の変化が激しさを増し、本県の中小企業は、極めて厳しい経営環境に置かれている。</p> <p>このような厳しい環境の中で、新しい局面を切り開いていくためには、経営の革新や新事業の創出など新たな展開を図り、持続的発展を可能とする仕組みへと変革していくことが必要であり、中小企業者には、そのための努力が求められている。同時に、中小企業は本県経済や地域社会において重要な使命を果たしていることから、中小企業の置かれた厳しい立場を理解し、その再生への努力に協力し、支援していくことが必要である。</p> <p>ここに、本県の中小企業の振興に関する基本理念等を明らかにし、中小企業の意欲的で創造的な活動を支援することによって、本県経済の中核を担う中小企業が生き生きと躍動する福島</p>

県を築くため、この条例を制定する。

(基本理念)

第三条 [略]

2 [略]

3 中小企業の振興は、東日本大震災による被害及び影響を克服するための不断の取組により、推進されなければならない。

(基本方針)

第八条 [略]

2 前項に規定するもののほか、県は、東日本大震災からの中

小企業の復興再生に向けて、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

一 被災した事業者の事業継続及び事業再開のため、産業インフラの整備並びに施設等の復旧及び整備を促進すること。

二 観光、県産品等の風評払拭に努めること。

三 深刻な被害を受けた中小企業の経営基盤の強化のため、国内外における市場の開拓及び国外における円滑な事業の展開の支援を図ること。

四 原子力に依存しない再生可能エネルギーを中心とした産業構造の確立を図ること。

五 最先端の医療関連産業の集積を図ること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県を築くため、この条例を制定する。

(基本理念)

第三条 [略]

2 [略]

(基本方針)

第八条 [略]

2